

## 新潟市農業振興地域整備審議会委員の公募に関する要領

(目的)

**第1条** この要領は、新潟市農業振興地域整備審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

**第2条** 公募委員の定数は、2人とする。

(応募資格)

**第3条** 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 市内に在住する18歳以上の者

(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(応募方法)

**第4条** 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、職業及び電話番号等を所定の様式に記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス又はE-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

**第5条** 公募委員を選考するため「新潟市農業振興地域整備審議会公募委員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、公募委員以外の新潟市農業振興地域整備審議会の委員1名、農林水産部長及び農林政策課長をもって充てる。

(選考方法)

**第6条** 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年11月15日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年2月12日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年1月31日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年12月4日より施行する。